

感対第330-6号
令和5年5月25日

各保健所長 様

感染症対策課長

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかると疑義解釈資料の送付について

標記の件について、厚生労働省より、令和5年5月17日付け事務連絡及び令和5年5月18日付け事務連絡として、疑義解釈資料が発出されております。

つきましては、内容を御了知いただき、医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp